様式第９

特定建設作業実施届出書

年　　月　　日

太宰府市長　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名（電話） |  |

特定建設作業を実施するので、　　　　　　　　　　　　　　　　　の規定により、

騒音規制法第14条第１項（第２項）

振動規制法第14条第１項（第２項）

次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建設工事の名称 |  |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 |  |
| 特定建設作業の種類 |  |
| 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様 |  |
| 特定建設作業の場所 |  |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　日間至　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 | 作業終了 | 作業日 | 実働時間 |
| 自時 | 至時 |  | 時間 |
|  |  |  |  |
| 騒音・振動の防止の方法 |  |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 | （電話） |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | （電話） |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | （電話） |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | （電話） |
| ※受理年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| ※審査結果 |  |

備考 １　特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第２、振

|  |
| --- |
| 受付印 |
|  |

　　　　動規制法施行令別表第２に掲げる作業の種類を記載すること。

２　特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしない

　こととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。

３　特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたつては、

　作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間　が同じである日ご

　とにまとめてさしつかえない。

４　※印の欄には、記載しないこと。

【届出要領】

届出先：太宰府市市民生活部環境課（092-921-2121）

届出期限：作業開始日の７日前まで

届出部数：正本１部、写し１部

添付書類

①　現場の付近見取図

②　特定建設作業を明示した工事工程表

③　その他必要と思われるもの

騒音規制法・振動規制法に係る特定建設作業の種類・規制基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種　　　　　　　　　類 | 規制値 | 禁止時間 | １日の作業時間 | 同一場所での作業時間 | 日曜休日における作業 |
| 騒　　　　　音 | １ | くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） | 85ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下 | 19時～７時 | 10時間以内 | 連続６日以内 | 禁　止 |
| ２ | びょう打機を使用する作業 |
| ３ | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る） |
| ４ | 空気圧縮機（原動機定格出力15kW以上　削岩機の動力として使用する作業を除く） |
| ５ | コンクリートプラント（混錬容量0.45㎥以上）アスファルトプラント（混錬重量200㎏以上） |
| ６ | バックホウ（原動機定格出力80kW以上） |
| ７ | トラクターショベル（原動機定格出力70kW以上） |
| ８ | ブルドーザー（原動機定格出力40kW以上） |
| 振　　動 | １ | くい打機を使用する作業（もんけん及び圧入式くい打機除く）くい抜機を使用する作業（油圧式くい抜機除く）くい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機除く） | 75ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下 | 19時～７時 | 10時間以内 | 連続６日以内 | 禁　止 |
| ２ | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| ３ | 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る） |
| ４ | ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50ｍを超えない作業に限る） |

◎　市内に第２号区域はありません。